

中央労福協発第 057 号  
2026 年 5 月 20 日

立憲民主党  
代表 水岡 俊一 様

労働者福祉中央協議会  
(中央労福協)  
会長 芳野 友子



## 2026 年度中央労福協における政策・制度実現に関する申し入れ

私たち労働者福祉中央協議会（中央労福協）は、「すべての働く人の幸せと豊かさをめざして、連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくります」との理念を掲げ、加盟団体や幅広いネットワークによる連携・協働で様々な社会課題の解決に取り組んでいます。

さて、昨年の通常国会では、中央労福協が高等教育費の負担軽減をめざして拡充を求めてきた「大学等における修学の支援に関する法律」が一部改正されました。しかし、負担が軽減される学生の範囲は極めて限定的であり、「すべての学生の学費負担軽減」に向けては、さらなる拡充が必要です。なぜなら、これからの社会を支える未来ある若者たちが、自ら学びを得るために進む高等教育において、「学費負担」を理由に学ぶ道を諦めてしまうことや、「奨学金返済」という重い負担を背負って社会に出ることによって、その後の結婚や出産、子育てなど、人生の節目の判断に大きな影響を与えてしまいかねません。これは、社会にとっても大きな損失と認識する必要があります。

なお、若者の教育費負担のみならず、日本社会には様々な困難を抱えた方が数多く存在し、解決をしなければならない課題は山積しています。私たちは労福協の理念にもとづき、加盟する労働団体・事業団体・地方労福協と議論を重ね、喫緊の社会課題として対応すべきテーマについて解決策を模索してきました。本申し入れは、その結果を 2026 年度の政策（要望）として取りまとめたものです。

昨年は国連が定めた 2 回目の「国際協同組合年（IYC）」でした。国会では、この国際協同組合年（IYC）にあわせて、昨年 5 月に「国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議」が可決され、国連においても同 12 月、社会と経済の持続可能な発展・開発に資する協同組合の貢献と役割を高く評価し、10 年ごとに国際協同組合年を宣言することを呼びかける決議「社会開発における協同組合」を採択しました。国内においても国際的にも、協同組合の存在意義は広く認知され、ますますの振興が求められています。本政策には、多くの協同組合が社会課題の解決をめざして議論した結果を提示しています。ぜひ、多くの協同組合が求める本政策につきまして、実現に向けた取り組みをお願いいたします。

以上

# 2026年度 中央労福協における政策・制度実現に関する申し入れ

## 1. SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援

- (1) 政府のSDGs実施方針の優先課題の一つである「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」の推進をはかるため、化石燃料に依存したエネルギー政策の抜本的な見直しと、「地域循環共生圏」の早期構築に向け、住民一人ひとりの主体性をもとに、これまで協同組合が培ってきた活動を活かし、国、地方が一体となり持続可能な地域づくりを推進する。【政策集 2】
- (2) 労働者協同組合法の目的に掲げられている「多様な就労機会の創出」と「持続可能で活力ある地域社会の実現」に向けて、各省庁の地域づくりの政策に労働者協同組合を位置づけるとともに、設立の促進に向けた予算措置の拡充を講じる。2024年度より新たに実施されている厚生労働省の「労働者協同組合促進モデル事業」（3カ年・新規）の着実な実行と、さらなる充実（モデル地域の拡充など）をはかる。  
【政策集 3】
- (3) 政府は、2025年5月に国会で採択された「国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議」や、国連が今後も10年ごとに国際協同組合年を宣言することを呼びかける決議を採択した趣旨を尊重し、協同組合の振興を図る。【政策集 7～10】
- ① 協同組合に関する様々な施策を企画立案し、及び実施するに当たっては、国際連合の「協同組合の発展のための支援的な環境づくりをめざすガイドライン」（2001年）及びILO（国際労働機関）の「協同組合の促進に関する勧告」（2002年）に留意するとともに、ICA（国際協同組合同盟）の「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」（1995年）によって定められた協同組合の定義、価値及び原則を尊重する。
  - ② 協同組合が相互扶助の精神に基づき地域社会の持続可能な発展のために活動している点を重視し、持続可能な地域社会づくりに当たっては、その有力な主体として協同組合を位置付ける。
  - ③ 現代日本の経済社会において公共部門や営利企業ではない民間非営利組織が果たし得る役割を重視し、多くの人々が組合員として民主的に管理運営する民間非営利組織である協同組合の発展に留意する。
- (4) 労働者協同組合法は施行後5年（2027年10月）を目途に、必要に応じた同法の見直しを規定している（同法附則第三十二条）。労働者協同組合のさらなる活用促進と、それを通じた「持続可能で活力ある地域社会の実現」に向けて、法律上の様々なニーズに柔軟に応えるべく、同法の改正に関する作業を進める。【政策集 13】

## 2. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化

- (1) 被災者生活再建支援法による支援内容について、精査・拡充を行う。現行制度は主として住宅の損壊程度を基準としており、高齢者世帯や障がい者のいる世帯など、収入基盤が脆弱な世帯が直面する生活再建の困難さや、半島・離島・過疎地といった地域特性を十分に反映していない。また、支援金の最高額が300万円にとどまっていることは、建築費等の高騰を踏まえると著しく不十分である。被災地の実情に即した支援制度へ速やかに見直すことを求める。また、被災者生活再建支援法の支援内容について、被災地の現状に照らして適切なものとなっているか検証するため、5年を目途とするなど定期的な見直しの条項を追加する。【政策集 15】
- (2) 行政が取り組む各種の災害支援施策を災害ケースマネジメントとして取りまとめ、個別世帯の実状に即した支援が実施されるようにする。その際の個別支援を行政だけにとどめず官民連携して民間も支援に協力しやすい体制を構築するとともに、この取り組みの中核を担う自治体の要員体制・予算を確保し、平時から災害対応力を強化する。【政策集 20】
- (3) 今後の大規模災害に備えて、
- ① 現在想定されている避難所運営をイタリア等の諸外国並みに強化し、「尊厳ある生活を営む権利」を保障する避難所運営と被災者支援の改善をすすめる。  
【政策集 27】
  - ② 大規模災害の発災時は指定避難所や自主避難所数のみでは充足しないことから在宅避難者が多数見込まれるが、そのような在宅避難者の把握から必要施策の実施を想定した体制もあわせて構築する。【政策集 27】
  - ③ 2024年の能登半島地震でも県域を超えた広域な避難が発生し、被災者のニーズを把握することが難しい面があったことから今後の大規模災害に備えた体制づくりを行う。【政策集 27】
  - ④ 政府は地方自治体に対して、避難者間で感染症などの疾病が蔓延しないよう、大規模災害時の避難や避難所における感染症対策の備えを徹底させ、地域住民への周知・広報を徹底させる。【政策集 27】

## 3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

- (1) すべての教育にかかる費用の無償化を行い、社会全体で子どもたちの学びを支える。特に、高等教育の漸進的無償化に向けて、以下の3点について改善をはかる。  
【政策集 33～35】
- ① 大学・短期大学・専門学校の授業料について、現在の半額程度まで引き下げる。
  - ② 大学等修学支援制度の対象を拡大するとともに、授業料減免額も拡大する。
  - ③ 奨学金返済に係る負担の軽減に向けて、貸与型を有利子から無利子へ、所得に応じた無理のない返済制度や返済困難な場合の救済制度を拡充する。特に給付型奨学金における学業要件について、GPA 評価のみを基準として支給の打切りや停止を行う現行制度を改めること、所得連動返還型奨学金の金利の急上昇にともなう返済総額の急増に対して負担の軽減策を検討することについて緊急に対応する。

以上の実現のため、消費税に限らない幅広い財源の活用等を検討し、安定的な財源を確保する。

(2) 生活困窮者自立支援については、就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業について、未実施自治体への国の支援や広域連携を強化する。また、相談員・支援員の雇用の安定と処遇の改善等をはかるため、各自立相談支援機関に少なくとも1名以上の専任・常勤の主任相談支援員を配置できるよう国庫により予算を保障する。さらに制度を担う相談支援員の処遇改善や委託期間を5年以上とするなど委託契約のあり方を見直し、支援の質の向上や事業基盤の安定をはかる。

【政策集 46、48、52】

(3) 生活保護基準については、下位10%の低所得者層の消費水準と生活保護基準を比較する方法を改め、新たな検証方法を確立し、健康で文化的な生活水準を確実に確保できる基準を確保する。また、生活保護基準額引下げを違法と判断した最高裁判決を真摯に受け止め、司法判断を尊重した対応を行うとともに、当事者への直接の謝罪・説明を含む誠実な対応を行う。【政策集 55、56】

(4) フードバンクを食品ロスの削減のみならず福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積極的に位置づけ、省庁横断的な施策を推進する。また、「食品ロス削減推進基本方針」にもとづき、フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、フードバンク団体の基盤強化（活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成、人材育成など）への政府や自治体の支援策を拡充する。

【政策集 70、71】

(5) 所得および世帯構成に応じて直接支給する住宅手当制度を導入し、恒久的な社会保障制度として位置付ける。また、支給水準については「最低居住面積水準」を満たす住宅の家賃を賄える額を確保する。公営住宅については低家賃住宅ストックを拡充するため、老朽化した公営住宅の改善・更新、既存の民間賃貸住宅の活用等を行う。さらに、公営住宅の入居要件を見直し、就労していても低所得に置かれている世帯や若年層など、より幅広い層に入居機会を保証する。【政策集 80～82】

#### 4. 公正な労働条件の確保

(1) 最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への引上げと地域間格差の是正に向け、中期的に最低賃金の国際標準を踏まえた水準である一般労働者の賃金中央値の6割水準をめざし、早期の実現に向けた一層の引き上げと環境整備をはかる。あわせて、監督体制の強化などを通じ、履行確保を徹底する。【政策集 96】

- (2) 公的機関が民間企業などへ委託・発注するすべての事業において、適正な労働条件とサービスの質を確保するため、低価格入札に拘束された発注、不当な人件費や人員の削減、不安定雇用、下請け業者へのしわ寄せを排除する公契約基本法や条例を制定する。【政策集 97】
- (3) IL0「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」に関する条約の批准に向け、ハラスメントそのものを禁止する規定を創設する。また、職場におけるハラスメントを行ってはならないことの規範意識の醸成に向け、カスタマー・ハラスメント（以下、カスハラ）および求職者等へのセクシュアル・ハラスメント（求職者セクハラ）対策についても、中小企業を含め、足並みを揃えて一体的に取り組むように厚生労働省が消費者庁、警察庁、業所管省庁などと連携し、各業界や企業の取り組みを支援する。あわせて、取引先の労働者などによるカスハラ相談窓口の整備、求職者等がハラスメントを受けた際の相談体制の整備・周知と事業主への助言・指導などを行う。【政策集 101】
- (4) 性的指向・性自認（Sexual Orientation and Gender Identity：SOGI）の多様性に関する差別・偏見をなくし、すべての人の対等・平等、人権が尊重される社会の実現のため、まずは 2023 年 6 月に施行された性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が定める「基本計画」および「指針」を早急に策定し、国民の理解増進に関する施策を実行するとともに、性的指向・性自認の多様性に関する差別を禁止する法律を制定する。【政策集 102】

## 5. 勤労者の福祉格差の是正、生活設計・保障への支援

- (1) 中小企業勤労者の福利厚生促進に向けて、働き方改革、構造的な人手不足状況等を踏まえ、改めて昭和 63 年通達の見直しを行い、政府・自治体・事業主の役割・責務等を明確にした法整備を行うとともに、従業員の福利厚生に積極的な取り組みを行う事業主や、多様な働き方をする労働者等が福利厚生制度を利用できるよう、財政面を支援する補助金ないし助成金を設ける。【政策集 106】
- (2) 改正高年齢者雇用安定法により、70 歳までの就業機会の確保が努力義務となったことを受け、非課税財形（年金・住宅）契約時の年齢制限（55 歳未満）を引き上げる。【政策集 108】
- (3) 財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄の非課税限度額を引き上げる。【政策集 109】
- (4) 企業合併・分割、事業譲渡や事業主における契約金融機関の見直し等による預替え需要に対応すべく、非課税財形貯蓄についても、転職等その他現行法令で認められている事由に限らず、自由な預替えを可能とする。【政策集 110】

- (5) 財形関係帳票のデジタル化を促進するため、非課税財形の申告書・申込書等の規格を撤廃する。【政策集 111】
- (6) 現行の生命保険料控除制度(一般生命保険料控除)を、国民生活の安定に資するため、また、国民の自助・自立のための環境を整備する観点から、制度を拡充する(子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充を恒久的な措置とする)。【政策集 118】

## 6. 安心・信頼できる社会保障の構築

- (1) 子どもの暮らしと育ちを支える施策を社会化し、体系的に整備・推進する。国庫負担による教育予算を拡充する。【政策集 123、124】
- (2) 医療従事者の確保と育成、処遇改善について、勤務環境の改善や多職種連携(タスク・シフト/シェア)を含めた働き方改革を継続的に見直し、人材の定着を図る。特に医師・看護師等の地域偏在を是正し、適正配置と連携体制の強化を図る。また、人材紹介業者への依存を減らし、国や都道府県が主体となって安定的な医療人材確保策を推進する。【政策集 131】
- (3) マイナンバーカードの取得は本人の選択にもとづくという原則を遵守する。マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、資格確認書を存続させる。【政策集 138】
- (4) 危機的な介護職員確保のための施策強化と財源を確保する。介護人材の確保・定着に向けて、やりがいや誇りを持って働くことができる職場づくりをすすめるため、物価高騰や春季生活闘争での平均賃上げ率などを踏まえた介護報酬の十分な引き上げと、公費と介護保険料の負担割合の見直しを行う。また、在宅系サービス事業者の経営実態把握を正確に行い、介護報酬改定につなげる。
- さらに、介護保険制度を持続可能な制度として継続していくため、地域づくりをベースとした仕組みしくみと施策強化、そのための財源を確保する。各省庁横断で、高齢者の生活を支えるため、地域の「互助」の取り組み支援、生活支援サービス拡充と国・都道府県のプラットフォーム構築を具体化し、医療・介護・地域資源の連携で地域包括ケアを強化する。【政策集 140、143、145】

以上